

公費負担の様式

1 公費負担の様式

第1号様式	選挙運動用自動車の使用の契約届出書
第2号様式	選挙運動用ビラ作成契約届出書
第3号様式	選挙運動用ポスター作成契約届出書
第4号様式	選挙運動用自動車燃料代確認申請書
第5号様式	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書
第6号様式	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書
第7号様式	選挙運動用自動車燃料代確認書（選管で発行）
第8号様式	選挙運動用ビラ作成枚数確認書（選管で発行）
第9号様式	選挙運動用ポスター作成枚数確認書（選管で発行）
第10号様式	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）
第11号様式	選挙運動用自動車使用証明書（燃料）
第12号様式	選挙運動用自動車使用証明書（運転手）
第13号様式	選挙運動用ビラ作成証明書
第14号様式	選挙運動用ポスター作成証明書
第15号様式	請求書（選挙運動用自動車使用） （別紙1）請求書内訳書（一般運送契約） （別紙2）請求書内訳書（一般運送以外の契約）(1)自動車の借入れ （別紙3）請求書内訳書（一般運送以外の契約）(2)燃料代 （別紙4）請求書内訳書（一般運送以外の契約）(3)運転手
第16号様式	請求書（選挙運動用ビラの作成） （別紙）請求内訳書
第17号様式	請求書（選挙運動用ポスターの作成） （別紙）請求内訳書

令和5年 月 日

稚内市選挙管理委員会委員長 様

令和5年4月23日執行 選挙

候補者 ㊦

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契約 内 容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	
			円	

2 1に掲げる契約以外の場合

区 分	契約 年月日	契約の相手方の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあって はその代表者の氏名	契約 内 容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入				円	
				円	
燃料代				円	
				円	
運転手の雇用				円	
				円	

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」欄に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）

令和5年 月 日

稚内市選挙管理委員会委員長 様

令和5年4月23日執行.....選挙

候補者.....[㊟]

選挙運動用ビラ作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約 年月日	契約の相手方の指名又は名称 及び住所（法人にあっては、 その代表者の氏名）	契約内容			備考
		作成契約 枚数	作成契約 金額	1枚当り 単価	
		枚	円	円	
		枚	円	円	

備考

契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

令和5年 月 日

稚内市選挙管理委員会委員長 様

令和5年4月23日執行.....選挙

候補者.....[㊞]

選挙運動用ポスター作成契約届出書

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の指名又は名称及び住所（法人にあっては、その代表者の氏名）	契約内容			備考
		作成契約枚数	作成契約額	1枚当り単価	
		枚	円	円	
		枚	円	円	

備考

契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

稚内市選挙管理委員会委員長 様

令和5年4月23日執行 選挙

候補者 ㊦

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

次の選挙運動用自動車燃料代について、公費負担の確認を受けたいので申請します。
記

1 契約年月日	令和 年 月 日
2 契約の相手方	(1) 氏名又は名称
	(2) 住 所
	(3) 法人にあってはその代表者の氏名
3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	
4 確認申請金額	円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額 (A)	円	円
今回の購入金額 (B)	円	円
燃料代計 (A) + (B)	円	円
備 考		

備考

- この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から稚内市に提出して下さい。
- 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額をも含めて記載してください。
- 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確認した日までとなり、また、自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

令和5年 月 日

稚内市選挙管理委員会委員長 様

令和5年4月23日執行 選挙

候補者 ㊦

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ビラの作成枚数について、公費負担の確認を受けたいので申請します。
記

1	契 約 年 月 日	令和 年 月 日
2	(1) 氏名又は名称	
	(2) 住 所	
	(3) 法人にあっては その代表者の氏名	
3	確 認 申 請 枚 数	枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は 確認申請枚数
前回までの累積枚数（A）	枚	枚
今回の購入枚数（B）	枚	枚
枚 数 計（A）+（B）	枚	枚
備 考		

備 考

- 1 この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から稚内市に提出してください。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

令和5年 月 日

稚内市選挙管理委員会委員長 様

令和5年4月23日執行 選挙

候補者 ㊦

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

次の選挙運動用ポスター作成枚数について、公費負担の確認を受けたいので申請します。

記

1 契約年月日	令和 年 月 日
2 契約の相手方	(1) 氏名又は名称
	(2) 住 所
	(3) 法人にあってはその代表者の氏名
3 確認申請枚数	枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（A）	枚	枚
今回の購入枚数（B）	枚	枚
枚数計（A）+（B）	枚	枚
備 考		

備 考

- 1 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 2 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から稚内市に提出してください。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

確認番号第 _____ 号

選挙運動用自動車燃料代確認書

次の選挙運動用自動車燃料代は、公費負担の対象となる金額の範囲内のものであることを確認します。

令和5年4月16日

稚内市選挙管理委員会

委員長 杉 本 宏 印

記

- 1 令和5年4月23日執行 _____ 選挙
- 2 候補者の氏名 _____
- 3 燃料の供給を受ける選挙
運動用自動車の自動車登
録番号又は車両番号 _____
- 4 確 認 金 額 _____ 円

備考

- 1 公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- 2 この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 3 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 4 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は稚内市に支払を請求することはできません。

確認番号第	号
-------	---

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

次の選挙運動用ビラの作成枚数は、公費負担の対象となる枚数の範囲内のものであることを確認します。

令和5年4月16日

稚内市選挙管理委員会

委員長 杉 本 宏 印

記

- 1 令和5年4月23日執行 _____ 選挙
- 2 候補者の氏名 _____
- 3 確認枚数 _____ 枚

備考

- 1 公費の支払の請求ができるのは、確認枚数に係る選挙運動用ビラ作成費用に限られています。
- 2 この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 3 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 4 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は稚内市に支払いを請求することはできません。

確認番号第 _____ 号

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

次の選挙運動用ポスターの作成枚数は、公費負担の対象となる枚数の範囲内のものであることを確認します。

令和5年4月16日

稚内市選挙管理委員会

委員長 杉 本 宏 印

記

- 1 令和5年4月23日執行 _____ 選挙
- 2 候補者の氏名 _____
- 3 確認枚数 _____ 枚

備考

- 1 公費の支払の請求ができるのは、確認枚数に係る選挙運動用ポスター作成費用に限られています。
- 2 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 3 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともにこの確認書を請求書に添付してください。
- 4 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は稚内市に支払いを請求することはできません。

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

令和5年 月 日

令和5年4月23日執行 選挙

候補者 ㊦

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

記

運送等契約区分 （該当する番号に○印を してください。）	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との 運送契約による場合		
	2 上記1に掲げる契約以外の場合		
運送事業者等の氏名又は 名称及び住所並びに法人 にあつては代表者の氏名			
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
計		円	

備考

- 1 この証明書は、選挙運動用自動車の使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が稚内市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、稚内市に支払を請求することはできません。
- 4 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の1）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の2）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 6 4の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び5の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、稚内市に支払を請求することができません。

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

令和 5 年 月 日

令和 5 年 4 月 2 3 日執行 選挙

候補者 ㊦

次のとおり燃料の供給を受けたものであることを証明します。

記

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
		L	円	
		L	円	
		L	円	
		L	円	
		L	円	
		L	円	
		L	円	
消費税		円 × 10%	円	
計			円	

備考

- この証明書は、燃料の供給の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）第 13 条第 1 項第 4 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 36 条の 17 第 1 項第 4 号若しくは第 36 条の 18 第 1 項第 3 号に規定する 4 けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」、「燃料供給量」及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が稚内市に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、稚内市に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。
- 公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また自動車使用に関する運送等契約において「一般乗用旅客自動車運送事業者との契約」が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

令和 5 年 月 日

令和 5 年 4 月 2 3 日執行 選挙

候補者 ㊦

次のとおり運転手を雇用したものであることを証明します。

記

運転手の氏名及び住所			
雇用年月日	報酬の額	備 考	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
計	円		

備 考

- この証明書は、運転手の雇用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。
- 運転手が稚内市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は稚内市に支払を請求することはできません。
- 同一の日において 2 人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する 1 人に限られていますので、その指定した 1 人のみについて記載してください。
- 候補者が指定した運転手以外の運転手は、稚内市に支払請求をすることができません。

選挙運動用ビラ作成証明書

令和5年 月 日

令和5年4月23日執行 選挙

候補者 ㊟

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

- この証明書は、ビラの作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が稚内市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、稚内市に支払を請求することができません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。
 - 枚数 稚内市議会議員選挙：4,000枚 稚内市長選挙：16,000枚
 - 限度額 1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合は、7円73銭）×当該作成枚数＝限度額

選挙運動用ポスター作成証明書

令和 5 年 月 日

令和 5 年 4 月 2 3 日執行 選挙

候補者 ㊦

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円
当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	1 4 0 箇所

備考

- 1 この証明書は、ポスターの作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が稚内市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、稚内市に支払を請求することができません。

令和5年 月 日

請 求 書
(選挙運動用自動車の使用)

稚 内 市 長 様

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者氏名



選挙運動用自動車の使用に係る公費負担額を次のとおり請求します。

記

- 1 請 求 金 額 _____ 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和5年4月23日執行 _____ 選挙
- 4 候補者の氏名 _____
- 5 振 込 先 銀行名 _____ 銀行 _____ 支店
口座名 _____
口座番号 _____

備 考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合は、この他に選挙運動用自動車燃料代確認書及び供給伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後、速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、稚内市に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認事項」の範囲内に限られています。

(別紙1)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備考
	円×1台 = 円	64,500円×1台 = 64,500円	円	
	円×1台 = 円	64,500円×1台 = 64,500円	円	
	円×1台 = 円	64,500円×1台 = 64,500円	円	
	円×1台 = 円	64,500円×1台 = 64,500円	円	
	円×1台 = 円	64,500円×1台 = 64,500円	円	
	円×1台 = 円	64,500円×1台 = 64,500円	円	
	円×1台 = 円	64,500円×1台 = 64,500円	円	
計			円	

備考

「請求金額」欄には (A) または (B) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙2)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	借入れ金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備考
	円×1台 = 円	16,100円×1台 = 16,100円	円	
	円×1台 = 円	16,100円×1台 = 16,100円	円	
	円×1台 = 円	16,100円×1台 = 16,100円	円	
	円×1台 = 円	16,100円×1台 = 16,100円	円	
	円×1台 = 円	16,100円×1台 = 16,100円	円	
	円×1台 = 円	16,100円×1台 = 16,100円	円	
	円×1台 = 円	16,100円×1台 = 16,100円	円	
計			円	

備考

「請求金額」欄には (A) または (B) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙3)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備考
		円 × L = 円			
		円 × L = 円			
		円 × L = 円			
		円 × L = 円			
		円 × L = 円			
		円 × L = 円			
		円 × L = 円			
		円 × L = 円			
消費税		円 × 10% = 円			
計		円	53,900 円	円	

備考

- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」及び「販売金額 (A)」欄は、燃料を販売した日ごとに記載してください。
- 「基準限度額 (B)」の計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」の計欄には、「販売金額 (A)」の計欄又は「基準限度額 (B)」の計欄のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

(別紙4)

請求内訳書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合)

(3) 運転手

雇用年月日	報酬額 (A)	基準限度額 (B)	請求金額	備考
	円	12,500円	円	
	円	12,500円	円	
	円	12,500円	円	
	円	12,500円	円	
	円	12,500円	円	
	円	12,500円	円	
	円	12,500円	円	
計			円	

備考

「請求金額」欄には (A) 又は (B) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

令和5年 月 日

請 求 書
(選挙運動用ビラの作成)

稚 内 市 長 様

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者氏名

印

選挙運動用ビラの作成に係る公費負担を次のとおり請求します。

記

- 1 請 求 金 額 _____ 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和5年4月23日執行 _____ 選挙
- 4 候補者の氏名 _____
- 5 振 込 先 銀行名 _____ 銀行 _____ 支店
口座名 _____
口座番号 _____

備 考

- 1 公費の支払の請求ができるのは、稚内市が選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認した枚数に係る選挙運動用ビラ作成費用に限られています。
- 2 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出して下さい。
- 3 候補者が供託物を没収された場合には、稚内市に支払を請求することはできません。
- 4 この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付して下さい。

(別紙)

請 求 内 訳 書
(選挙運動用ビラの作成)

作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
			7.73						

備 考

- 1 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 3 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

令和5年 月 日

請 求 書
(選挙運動用ポスターの作成)

稚 内 市 長 様

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあっては
その代表者氏名

選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担を次のとおり請求します。

記

- 1 請 求 金 額 _____ 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 令和5年4月23日執行 _____ 選挙
- 4 候補者の氏名 _____
- 5 振 込 先 銀行名 _____ 銀行 _____ 支店
口座名 _____
口座番号 _____

備 考

- 1 公費の支払の請求ができるのは、稚内市が選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認した枚数に係る選挙運動用ポスター作成費用に限られています。
- 2 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出して下さい。
- 3 候補者が供託物を没収された場合には、稚内市に支払を請求することはできません。

(別紙)

請 求 内 訳 書

(選挙運動用ポスター作成)

選挙が行われる区域におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G × (H) = (I)	
箇所 140	円	枚	円	円 2,801	枚 168	円 470,568	円	枚	円	

備 考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の「当該選挙区におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 (E) 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 4 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。